

公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市情報公開条例（平成13年鴻巣市条例第4号。以下「情報公開条例」という。）第28条の2の規定に基づき、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター（以下本則において「センター」という。）が実施する情報公開について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「情報」とは、センターの役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、センターの役職員が組織的に用いるものとして、センターが保有している公の施設の管理に係る文書をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(センターの責務)

第3条 センターは、情報は原則として公開するものとし、情報の公開を求める者の意思が適正に保障されるように、この規程を解釈し、運用するものとする。

2 センターは、情報の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 情報の公開の申出をしようとするものは、この規程の目的に即し、適正な申出に努めるとともに、情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

(情報の公開の申出ができるもの)

第5条 次に掲げるものは、センターに対して、情報の公開（第5号に掲

げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。)を申し出ることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターが行う事務事業に利害関係を有する者

(公開申出の手續)

第6条 前条の規定による公開の申出(以下「公開申出」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開申出書(様式第1号。以下本則において「公開申出書」という。)をセンターに提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地)
- (2) 情報の名称その他の公開申出に係る情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 センターは、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの(以下「公開申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、センターは、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の公開義務)

第7条 センターは、公開申出があつたときは、公開申出に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員及び当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体並びにセンターを除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ センターの要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の捜査又は予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすお

それがある情報

(5) センター並びに国、地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) センター又は国、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、センター又は国、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 センターは、公開申出に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開申出に係る情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のう

ち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 センターは、公開申出に係る情報に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開申出者に対し、当該情報を公開することができる。

(情報の存否に関する情報)

第10条 公開申出に対し、当該公開申出に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、センターは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第11条 センターは、公開申出に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定通知書(様式第2号)又は公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報部分公開決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

2 センターは、公開申出に係る情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開申出者に対し、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報非公開決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

3 センターは、前2項の規定により公開申出に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の通知をする場合において、当該情報が期間の経過により公開することができるもので、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、公開申出者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

（公開決定等期限の特例）

第13条 公開申出に係る情報が著しく大量であるため、公開申出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、センターは、公開申出に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、センターは、前条第1項に規定する期間内に公開申出者に対し、次に掲げる事項を公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定等期限特例適用通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 公開申出に係る情報にセンター、国、地方公共団体、及び公開申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、センターは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定等に係る意見照会書（様式第7号）により通知して、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定等に係る意見書（様式第8号）を提出する機会を与えることができる。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第9号）により通知して、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定等に係る意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 センターは、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、センターは、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開決定第三者通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

（公開の実施）

第15条 情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案して次に掲げる方法により行う。

(1) 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープ及びこれらに類するものを除く。）を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

(2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、視聴若しくは聴取又は電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧、視聴若しくは聴取又は複製したものの交付

2 情報の公開は、センターが指定する日時及び場所において、職員の立会いの下に行うものとする。この場合において、情報の公開を受けるものは、当該情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を改ざんする

ことがないように取り扱わなければならない。

- 3 センターは、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのあるものに対し、情報の公開を中止し、又は禁止することができる。
- 4 情報の写しの交付をするときの交付部数は、公開申出があった情報1件につき1部とする。
- 5 視聴又は閲覧の方法による情報の公開にあつては、センターは、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該情報の写しにより、これを行うことができる。
- 6 公開決定に基づき情報の公開を受けるものは、センターに対し、公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター情報公開実施方法申出書（様式第11号）により申し出なければならない。この場合において、求める公開の実施の方法が公開申出書に記載した公開の実施の方法を変更するものでないときは、改めて行うことを要しない。
- 7 前項の規定による申出は、第11条第1項の規定による通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 8 公開決定に基づき情報の公開を受けたものは、最初に公開を受けた日から30日以内に限り、センターに対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
（他の制度等との調整）

第16条 この規程は、法令等の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

（費用負担）

第17条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 情報の公開において、情報の写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とする。

（異議の申出）

第18条 公開決定等に不服があるものは、当該公開決定等があつたこと

を知った日の翌日から起算して60日以内に、センターに対して異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出は、書面によるものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 異議の申出をしようとするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

(2) 異議の申出の対象となった公開決定等を知った日及びその内容

(3) 異議の申出の趣旨及びその理由

3 センターは、前項の規定による異議の申出があつたときは、当該異議の申出の対象となった公開決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出者に対し、回答しなければならない。

4 前項の回答は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、センターを所管する情報公開条例第2条の実施機関（以下「所管する実施機関」という。）の意見を聴いた上で行うものとする。

(1) 異議の申出が第1項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるとき。

(2) 異議の申出に係る公開決定等を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

5 センターは、第3項の回答をするため必要があると認めるときは、所管する実施機関を通じて鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会の意見を求めることができる。

（情報の管理）

第19条 センターは、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するものとする。

（情報の検索資料の作成等）

第20条 センターは、情報を検索するために必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第21条 センターは、情報公開を総合的に推進するため、情報の公開を

行うほか、センターの事業に関する正確で分かりやすい情報を市民等が迅速かつ容易に得られるよう、センターの保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善)

第22条 センターは、この規程による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の報告及び公表)

第23条 センターは、鴻巣市指定管理者の情報公開に関する要綱（平成18年鴻巣市告示第313号）に基づき、毎年度、情報の公開の実施状況を取りまとめ、これを所管する実施機関に報告し、公表するものとする。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。